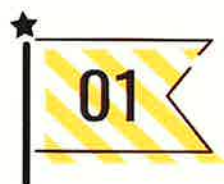


# 扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ガイドライン



# 目次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは.....     | 1 |
| 制度を利用できる方 .....                     | 2 |
| 宣誓に必要な書類 .....                      | 3 |
| 手続きの流れ .....                        | 4 |
| 宣誓後の手続き .....                       | 5 |
| Q&A .....                           | 7 |
| 扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱 ..... | 8 |



## 扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし

日常生活において協力し合うことを約束したお二人が

パートナーシップ関係にあることを町に宣誓し

宣誓したことを町が証明する制度です

また お二人に未成年のお子様がいらっしゃる場合は

併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます

この制度は婚姻制度とは異なり

法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが

婚姻制度を利用できない・しないことを選択した

お二人の自分らしい生き方に

寄り添うことを目的としています

## 02

## 制度を利用できる方

以下の要件をすべて満たす方は、宣誓をすることができます。



成年に達していること（満18歳以上の方）



双方が扶桑町民

または、一方が扶桑町民でもう一方が扶桑町に転入予定であること



婚姻していないこと（配偶者がいないこと）



宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないことや婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者がいないこと



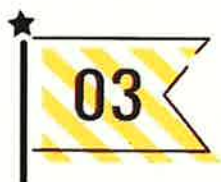
民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

（ファミリーシップの関係も含めて宣誓する場合）



パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と  
生計が同一であること





## 宣誓に必要な書類

宣誓をするには、以下の書類が必要です。

①扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1）

②住民票の写し

宣誓書に記載する全ての方の住民票が必要です。

3か月以内に発行されたものに限りします。

③現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本等）

④本人確認書類

下記のいずれか1点をお持ちください。

○個人番号カード

○旅券

○運転免許証

○官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書

\*上記以外に、町長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

⑤ファミリーシップ対象のお子様との関係がわかるもの

（ファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合）

# 04

## 手続きの流れ

### STEP 01

#### 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則7日前までに、電話またはホームページの予約フォームから予約してください。

TEL 0587-92-4111（受付 8：30-17：15）

以下の内容をお伺いします。

○宣誓するお二人の氏名、生年月日、住所

○ご連絡先（お電話番号、メールアドレス）

○宣誓希望日時（宣誓可能日時：年末年始を除く平日の9：00-16：30まで）

\*宣誓場所はプライバシーに配慮したスペースのご用意もできますので、予約時にご相談ください。



予約フォーム



### STEP 02

#### 宣誓日当日

予約した日時に必要書類をお持ちの上、宣誓するお二人でお越しください。必要書類の詳細は、3ページの「宣誓に必要な書類」をご覧ください。

\*なるべくお二人で宣誓にお越しください。難しい場合はお一人での宣誓も可能です。

お一人での宣誓の場合、もう一方の方へ宣誓を受領したことを通知します。

\*代理人による宣誓はできません。

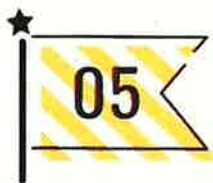


### STEP 03

#### 宣誓書等受領証明書・証明カードの交付

宣誓の日から、およそ1週間後を目安にご自宅に郵送または地域協働課でお受け取りいただけます。

\*お一人での宣誓や宣誓日に本人確認ができなかった場合は宣誓の日からおよそ3週間後を目安にお受け取りいただけます。



## 宣誓後の手続き

### 1. 証明書等の再交付

証明書等の紛失・き損・汚損等をした場合、再交付が可能です。

#### ○提出書類

- ・扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書等再交付申請書  
(様式第4)

#### ○本人確認書類

### 2. 宣誓書等記載事項の変更

宣誓書等に記載した内容に変更があったときは、変更届を提出してください。

#### ○変更の内容

- ①氏名や通称名を変更したとき
- ②住所を変更したとき
- ③ファミリーシップ対象のお子様の記載を追加または削除するとき
- ④ファミリーシップ対象のお子様が成年に達したとき

#### ○提出書類

- ①扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届 (様式第5)
- ②変更の内容がわかるもの
  - ・戸籍謄本
  - ・住民票の写し
  - ・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの
- ③交付済みの受領証明書と証明カード

#### ○本人確認書類



### 3. 証明書等の返還

次の場合は、受領証明書と証明カードを返還してください。

#### ○証明書等の返還が必要なとき

- ①パートナーシップ関係を解消したとき
- ②お二人のいずれかが死亡したとき
- ③お二人のいずれかが扶桑町外へ転出したとき
- ④宣誓の要件を満たさなくなったとき

#### ○提出書類

- ①扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書等返還届  
(様式第6)

- ②交付済みの受領証明書と証明カード

#### ○本人確認書類

### 4. 氏名の削除（15歳以上のお子様ご本人）

証明書等に氏名を記載された15歳以上のお子様は自分の氏名の削除を申し立てることが可能です。

#### ○提出書類

- ①扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓等に関する申立書  
(様式第7)

- ②交付済みの受領証明書と証明カード

#### ○本人確認書類

# 06

## Q&A

|                                                                        |                       |                                                                                                                            |                          |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| Q1                                                                     | 宣誓等に費用はかかりますか         | Q7                                                                                                                         | 郵送で手続きはできますか             |
| 宣誓等や受領証明書、証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、必要書類の交付手数料は宣誓者負担です。                   |                       | 郵送で宣誓することはできません。予約した日時に窓口で宣誓書と必要書類を提出してください。                                                                               |                          |
| Q2                                                                     | プライバシーは守られますか         | Q8                                                                                                                         | 受領証明書等はすぐもらえますか          |
| 個室で宣誓することも可能です。事前にご相談ください。また、町職員には、プライバシーについて守秘義務が課せられていますので、ご安心ください。  |                       | およそ1週間を目安に交付できます。ただし、お一人での宣誓等や当日に本人確認ができなかった場合は3週間を目安に交付できます。                                                              |                          |
| Q3                                                                     | 通称名を使用して宣誓できますか       | Q9                                                                                                                         | 証明書等は再交付してもらえますか         |
| 使用できます。日常生活においてその通称名を使用していることがわかる書類を提示してください。                          |                       | 再交付は可能です。詳しくは4ページをご覧ください。                                                                                                  |                          |
| Q4                                                                     | 扶桑町に住んでいなくても宣誓等できますか  | Q10                                                                                                                        | 同居している必要がありますか           |
| お二人ともが扶桑町に在住または、お一人が扶桑町に在住しており、もうお一人が3か月以内に扶桑町に転入予定の場合に宣誓等できます。        |                       | 同居している必要はありません。お互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活を営む関係であることが必要です。                                                             |                          |
| Q5                                                                     | 代理人でも宣誓できますか          | Q11                                                                                                                        | 証明書等にはどのような効力や利用方法がありますか |
| 代理人での申請はできません。ご本人お二人で窓口にお越しください。(難しい場合はお一人での手続きも可能です。詳しくは3ページをご覧ください。) |                       | 証明書等に法的な効力はありませんが、受けられるようになるサービス等がありますので、「パートナーとして利用可能な行政サービス一覧」、「パートナーとして利用可能な民間サービス一覧(例)」、「宣誓後に利用不可能になる行政サービス一覧」をご覧ください。 |                          |
| Q6                                                                     | 宣誓等は同性のパートナーとしかできませんか | Q12                                                                                                                        | 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか  |
| 宣誓等の要件を満たす方であればどなたでも宣誓できます。                                            |                       | 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。                                                                                                |                          |



(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人の人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく人生を歩んでいける社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（以下「宣誓」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において対等な立場で相互に責任を持って協力することを約した2人の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）を含め、家族であると約した関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを、町長に対して誓うことをいう。

(4) 申告 扶桑町内（以下「町内」という。）へ転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定等を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する交付書類に類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを町長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓等の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) パートナーシップ関係にある双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) パートナーシップ関係にある双方が町内に住所を有している、又は一方が町内に住所を有し、他方が3月以内に町内に転入予定であること。

(3) パートナーシップ関係にある双方に配偶者がいないこと。

(4) パートナーシップ関係にある双方にパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にある者がいないこと。

(5) パートナーシップ関係にある双方が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓等をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(6) ファミリーシップ関係にあることを宣誓等をしようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）にパートナーシップ関係にあるもの双方が連署して、町長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 宣誓書に記載する全ての者の住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 双方の現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したのもの等をいう。いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者は、宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）との関係を確認することができる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 扶桑町外に在住する者であって町内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって前項第1号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方がやむを得ない事由により宣誓書に自ら記入することが困難である場合は、町長が適当と認める方法により、記入に代えることができる。

（申告の方法）

第4条の2 申告をしようとする者は、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第1の2。以下「申告書」という。）にパートナーシップ関係にあるもの双方が連署して、町長に提出することにより行うものとする。

2 申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 転入前に連携自治体から交付を受けた証明書等類似書類

(2) 申告書に記載する全ての者の住民票の写し（申告日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前条第4項から第6項の規定は、申告について準用する。

4 前3項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

（本人確認）

第5条 町長は、第4条第1項及び前条第1項の規定により宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）を提出した者（以下「宣誓者」という。）が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提示の際、当該来庁した者がパートナーシップの関係にある者のうち一方のみであるとき、又は来庁した者の本人確認ができなかったときは、町長は、宣誓等について受領をした後、パートナーシップの関係にある他方の者又は本人確認ができなかった者に対し、宣誓等を受領したことを通知するものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓等しようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条及び第4条の2の規定による宣誓等をするときに提示するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓等がなされた場合において、宣誓等をした者がこの要綱における要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書（様式第2。以下「証明書」という。）及び扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明カード（様式第3。以下「証明カード」という。）を宣誓者に交付するものとする。この場合において、宣誓等に通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）に記載するものとする。

2 証明書はパートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 前条の規定により証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他町長が認める事情により再交付を希望するときは、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書等再交付申請書（様式第4）により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、町長は証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに証明書等を町長に返還しなければならない。

(宣誓書等記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届（様式第5。以下「内容変更届」という。）を交付済みの証明書等とともに町長に提出しなければならない。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、証明書等の提出を要しない。

(1) ファミリーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(3) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。

(4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。

(5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は通称名の変更があった者の日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第3号に該当するときは、住所の変更があった者の住民票の写し

(3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 宣誓者は、第1項の規定による内容変更届を提出の際に、第5条第1項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

4 町長は、内容変更届の提出を受けたとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書等返還届（様式第6。以下「返還届」という。）に、既に交付を受けた証明書等を添えて町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者の一方が死亡した場合

(3) 第3条第2号から第4号に掲げる要件に該当しなくなった場合（宣誓者が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合は除く。）

2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方は、町長に申し立てなければならない。

3 町長は、前項の申立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情が認められるときは、返還届及び証明書等の提出を受けるものとする。

（証明書等の無効）

第11条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと、又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とすることができる。

2 町長は、前項の規定により証明書等を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（子の氏名の削除）

第12条 宣誓書等に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、町長に扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓等に関する申立書（様式第7。以下「申立書」という。）を提出することにより、記載された子に係る証明書等から子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 町長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、記載された子の氏名を削除した証明書等を交付するとともに、削除する前の証明書等の返還を受けるものとする。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、証明書等の返還を要しない。

(宣誓書の保存期間)

第13条 町長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り宣誓書等を保存するものとする。ただし、第10条第1項の規定により返還届が提出された場合は、そのときから5年間保存の後、これを破棄することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

扶桑町役場 生活安全部 地域協働課

令和6年8月

〒480-0102 扶桑町大字高雄字天道 330 番地

TEL:0587-92-4111

